

議案説明書

教育総務部 学校教育課

提出議会：令和4年第2回定例会

1 案件名

議案第10号 佐野市教育支援委員会条例の制定について

2 概要

- ・佐野市教育支援委員会を設置し、及び当該委員会に関し必要な事項を定める。
- ・本委員会の委員について、佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例に規定する。

3 理由、趣旨、目的、内容等

- ・特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学及び教育的措置について調査審議する本委員会を設置し、早期からの一貫した教育支援の充実を図る。
- ・本委員会の委員は非常勤の特別職の職員となることから、佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例に本委員会の委員を規定する（附則第2項）。

4 その他の事項

- ・施行日 令和4年4月1日
- ・これまでは、本条例の規定内容と同様の内容の教育委員会規則により、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学及び教育的措置についての調査審議を行っていた。